

農地中間管理事業を利用の皆様へ

令和7年2月以降に農地中間管理事業を利用する場合、「農振農用内」はJAみやぎ登米（中間管理機構）による受付、「農振農用外」は農業委員会の要請による受付となります。

登米市内各総合支所で経営別筆別表を取得する際は、下記内容を確認のうえ窓口にお越しくださいようお願いいたします。

記

経営別筆別表の見方

印刷 令和7年 1月31日

1頁

【経営農地筆別票】

住所	電話
〇〇〇〇〇〇	

地域	大字	集落	世帯	世帯責任者	専業別

所有農地		自作地		貸付地		借入地		総経営農地	
筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)
田								0	0
畑								0	0
樹園地								0	0
農地計								0	0

土地の所在		地目	登記面積(m ²)	農用区分	所有者名	状況	土地の貸借状況	制度・特例の状況	内	農用区分			
地域名(コード)	大字名	集落名	本番	枝番	番番	現況地目	面積	所有者名	状況	土地の貸借状況	制度・特例の状況	内	農用区分
登米市	(000100)												
登米市	(000100)												
登米市	(000100)												
登米市	(000100)												
登米市	(000100)												
登米市	(000100)												

農用内

農用外

【農振区分が「農用内」の場合】

【農振区分が「農用外」の場合】

【窓口及び連絡先】

JAみやぎ登米において手続き

・西部営農経済センター

(迫町・南方町)

TEL 0220-22-3232

・南部営農経済センター

(米山町・登米町・豊里町)

TEL 0220-55-3111

・東部営農経済センター

(中田町・石越町・東和町)

TEL 0220-34-7011

【持ち物】

・地権者（農地の所有者）

金融機関の通帳、認印

・耕作者（農地の借受者）

金融機関の通帳、通帳の届出印

【窓口及び連絡先】

農業委員会において手続き

・登米市農業委員会事務局

(全域)

TEL 0220-34-2317

【持ち物】

・地権者（農地の所有者）

金融機関の通帳、認印

・耕作者（農地の借受者）

金融機関の通帳、通帳の届出印

※農振区分が「農振外」の場合は農業委員会で農地法第3条等の手続きとなります。

詳しくは農業委員会までご相談ください。